



平成27年5月19日

各位

上場会社名 日本化成株式会社  
代表者 取締役社長 中村英輔  
(コード番号 4007)  
問合せ先責任者 経理部長 関 信哉  
(TEL 03-5540-5861)

### 内部統制システム整備の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において「内部統制システム整備の基本方針」を制定（平成26年3月26日一部改定）いたしておりますが、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことを踏まえ、平成27年5月19日開催の取締役会において、下記のとおり一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。

（改定箇所は下線で示しており、その他の部分には変更ございません。）

### 記

会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令（会社法施行規則第100条）で定める体制の整備」に関する基本方針について、以下の通り決定する。

#### 1. 取締役及び従業員<sup>1</sup>の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の属する三菱ケミカルホールディングス（以下「MCHC」という。）グループのグループ企業行動憲章を、当社及び当社を親会社とする企業集団（以下「当社グループ」という。）においてコンプライアンスの基本概念として共有する。
- (2) その上で、「日本化成グループ企業行動憲章」を、当社グループにおけるコンプライアンスに関する基本規程とする。

- (3) 取締役は、「取締役会規程」その他の関連規則に基づき、取締役会において当社グループの重要事項について意思決定を行うとともに、相互にその職務執行の監視・監督にあたる。監査役は、「監査役監査基準」等に基づき、取締役会その他の重要な会議への出席等を通じて、取締役の職務執行について監査を行う。
- (4) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備し、その適切な運用・管理にあたる。
- (5) 「日本化成グループ・コンプライアンス推進規程」その他の関連規則に基づき、コンプライアンスに関する推進体制、啓発・教育プログラム、監査・モニタリング体制、ホットライン等の当社グループにおけるコンプライアンス推進プログラムを整備し、コンプライアンス推進統括役員、コンプライアンス推進委員会等を置いて、その適切な運用・管理にあたる。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

MCHC グループ・情報セキュリティポリシー、情報管理規則その他の関連規則に基づき、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書及び電磁的記録を保存・管理するとともに、取締役及び監査役がこれを閲覧できる体制を整備する。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社取締役社長を当社グループ全体のリスク管理統括責任者とした当社グループのリスク管理基本規程その他の関連規則を定め、当社グループの事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限にとどめるためのリスク管理システムを整備し、その適切な運用・管理にあたる。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会等において、当社グループの経営方針及び経営戦略を決定するとともに、グループ中期経営計画、年度予算等の具体的な経営目標を定め、進捗状況を定期的に確認し、その達成を図る。
- (2) 取締役会、経営会議等の各審議・決定機関及び各職位の権限並びに各部門の所管事項を社内規則に定め、会社の経営に関する意思決定及び執行を効率的かつ適正に行う。

## 5. 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) コンプライアンス、リスク管理をはじめとする MCHC のグループ内部統制方針等を、当社グループにおいて共有する。
- (2) グループ機関設計方針、内部統制方針、その他グループ経営上の重要事項に関する報告・承認に関する規則を定め、当社グループにおける業務の効率性及び健全性を確保する。
- (3) 当社にグループ内部監査を行う監査室を置き、内部監査計画に基づき実施する当社各部門及び当社グループ各社に対する業務監査を通じて、当社グループにおける業務の適正を確保する。

## 6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び従業員は、「監査役監査基準」等に従い、当社グループにおける経営上の重要事項（会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を含む）を監査役に報告する。
- (2) 監査役に報告した当社グループの取締役及び従業員に対して、不利益な取扱いをしない。
- (3) 監査役からその職務を補助すべき従業員を置くことの求めがあった場合は、監査役と協議の上、当該従業員の配置を検討する。当該従業員を配置する場合、監査役の指示のもと監査の補助にあたらせるものとし、当該従業員の人事（異動、評価等）については、監査役の承認を得る。
- (4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役と社長をはじめとする執行部門との定期的な会合、監査役と監査室及び会計監査人との連携、情報交換等を行う。
- (5) 監査役又は監査役の職務を補助すべき従業員が支出した費用のうち、監査に要するとみなすのが相当な費用については、会社が負担する。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

日本化成株式会社 総務人事部総務グループ TEL:03-5540-5861